

江別のひき逃げ 危険運転致死傷公判

被告に懲役10年判決

札幌地裁 求刑「説明不足」と言及

江別市で昨年11月に起きた飲酒運転による死・ひき逃げ事件で、危険運転致死傷などに問われた配管工・藤原英被告(37)に対する裁判員裁判の判決が7日、札幌地裁(園原敏彦裁判長)であり、懲役10年(求刑懲役15年)が言い渡された。遺族は「短すぎる」と落胆した。

遺族落胆「30年でも足りぬ」

注目されたのは、前年にも飲酒ひき逃げ事件を起こしていた工藤被告が懲役1年の服役を終え、出所4カ月後に事件を繰り返した点について、裁判所がどう判断するかだった。

判決は量刑理由で「交通関係法規を守らうとする意識の乏しさや捕まらなければ法を犯してみてもかわらないという態度がみえて取れない」と指摘し、「懲役10年は下らない」と述べた。

「足りない」と語った。
「厳罰判決出ないと法改正の意味ない」

被害者団体代表
交通事故裁判に詳しい高山俊吉弁護士(東京都)
「危険運転致死罪の最近の

量刑説明、裁判員裁判で乏しく

「解説」遺族が厳しい処罰を求めるのはもっともで理解できる。判決は、量刑理由で遺族感情への配慮も示したが、なぜ懲役10年なのかの具体的な説明が乏しかった。

判決について、刑事事件に詳しい弁護士は「検察官が説明不足とする指

裁判から見れば、求刑も判決も短い。ひょっとしたら求刑を上回る判決が出るかと思っていた」と語る。

ただ、厳罰だけでは交通違反はなくなり、「交通違反を起こさない」という自覚に頼った交通安全対策だけでは不十分と指摘。

「飲酒を検知するとエンジンがかからない車が欧米の一部では使われている。日本でも同様な対策を検討するべきだ」と話した。

9年前に当時16歳だった次男を飲酒ひき逃げ事件で亡くした「飲酒・ひき逃げ」に厳罰を求める遺族、関係者全国連絡協議会・共同代表の高石洋子さん(江別市)は「厳しい判決が出

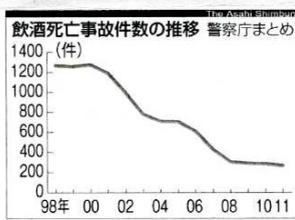
なければ、法改正をした意味がない」と指摘。「求刑が低すぎた。息子の時と何も変わっていない」と憤った。

飲酒運転の再発防止

家族・職場の協力が不可欠

飲酒運転や交通違反を防ぐために様々な対策が進められているが、「本人の自覚がないとかなり厳しい」(NPO法人関係者)のが現状だ。行政機関の指導のほか、家族や職場、友人の協力が欠かせない。

道警は2013年度から、飲酒運転による免許取り消し処分が再び免許を取りとくとき、新たな講義を義務づける。節酒の目標や結果などを30日間記録し、飲酒運転への警戒心を自覚



23年まであり、求刑より重い判決も1件あった。殺人事件並みに幅広い量刑に事になっているのが危険運転致死事件の大きな特徴とされる。

今回の量刑について判決直後、捜査関係者や遺族、被告人の弁護士は「よく分からぬ」と口をそろえてほめることが多かった。1人ではなかなか断酒できない」と話した。

「罪のない人が突然命を落とす」家族が一生苦しむ続けることの重みを考えも変わっていない」と訴えた。

させざる講習だ。刑務所は、交通違反を犯した受刑者に交通安全指導を既に実施。標準は50分単位の講義などを10回受ける。グループでそれぞれの罪状を話し、互いに指摘して罪の重さを認識させる。

工藤被告も服役中に受講したが、5段階評価で下から2番目。裁判の中で弁護人から「何も学んでいないのでは」と問われ、「そうですね」と答えていた。

法務省によると、道路交通法違反で刑務所に再入所した受刑者のうち、前回と同じ道交法違反罪だった人は10年は245人。過去5年は人数も再犯率も減少傾向だが、10年の再犯率は37%だ。

交通刑務所に講師を派遣するNPO法人東京断酒新生会の鈴木孝男・常任理事は「飲酒運転をやめるためには本人の自覚が何よりも必要だが、一時的に断酒しても再び始める人が多い。本人が断酒の努力をしているときは、家族や友人らがほめることが大事だ。1人ではなかなか断酒できない」と話した。